

Title	英国捕獲審検所に於ける独船智利号事件の検定（下）
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.11 (1915. 11) ,p.1219(15)- 1240(36)
JaLC DOI	10.14991/001.19151101-0015
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19151101-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

貨更に支那の新銀貨等何れも日本の圓銀と同じく墨是哥弗の系統を引いたものであつた。金貨本位採用以前の日本の通貨に就て的確なる知識を得んとするには墨銀に就て研究するの必要がある。

英國捕獲審檢所に於ける獨船智利號事件の檢定(下)

板 倉 卓 造

七

斯の如くにして英國は遂に海牙條約第六號開戰の際に於ける敵の商船取扱に關する條約第一條の規定を中止し、開戰の際英國港灣内に發見せられたる一切の獨逸商船に對し、猶豫期間の取扱を與へざるに決定したり。英國が此決定を爲したるは、獨逸が英國商船に對し、猶豫期間の取扱を拒絶したるが爲め、之に對する報復として、此手段に出でたるものなりや否やは、甚だ疑はしと云はざる可からず。如何となれば前掲の諸電報を綜合して考ふるも、獨逸が之を拒絶したるの事實毫も明かならざればなり。英國は其自ら任意に定めたる八月七日の夜半までに、獨逸の英船取扱に關する確報を得ざりしが爲めに、勝手に獨船の取扱を決したるものなる

が故に、此點に就ての英國の措置は、多少輕卒の譏を免かるゝを得ざる可し。左れば今度の戰爭に於て獨逸が國際法規を無視し、恰も傍若無人の暴舉を敢てして顧みざるは、惡みて尚ほ餘りある次第なれども、英國が事の詮索を充分に盡さずして、早計にも海牙條約中の一部を、我より破棄して、多年來の國際慣例たる猶豫期間の取扱を獨船に對して拒絕したるは、最惡例を後日に遺すものとして、遺憾この上なしと云ふ可し。尤も後に記する如く、同條約第一條の猶豫期間の規定は、單に "in case of war" とのみありて、何等義務的拘束力を有せざるを以て、英國は同條約の加盟國なりと雖も、都合に依りて之を破棄することあるも、決して不法に非ず、隨て英國は獨逸の決定を顧慮することなく、自由に其手段を撰ぶを得べき等なるが故に、英國の獨船に對する猶豫期間の拒絕は、法律上非難す可き筋に非ざるが如し。然れども開戰の際、交戰國一方の港灣に在りたる敵國商船に對し、一定の猶豫期間を與へて、其期間に自由に退去せしむるの慣例は、クリミヤ戰爭以來、歐羅巴に於ても、亞米利加に於ても、亦亞細亞に於ても、六十年來、前後渝ることなく、殆ど一切の大戦に遵奉せられたる所にして、英國と雖も、現にクリミヤ戰爭の際、敵たる露國商船に猶豫期間の取扱を與へたる程なるに、(一)今や半世紀間の先例漸く確定して、國際法規の一部たる承認を得んとするまでに至りたる此際、英國が再びクリミヤ戰爭前の舊態に復せんとするは、國際法の進歩の爲めに、痛歎に堪へざる所なり。依て余はクリミヤ戰爭以來の先例に就て略述し、此慣例の由來を明にす可し。

(註一) 尤も英國の爲めに辯ぜんには同國がクリミヤ戰爭の際、露國商船に猶豫期間の取扱を爲したるは、露國も亦英國商船に同様の取扱を爲したるに對する相互交惠の趣意に出でたるものにして、敢て古來の主義を放棄したるには非ず。曾てリンズフォイルド卿の Lindo V. Rodney 事件 (1781, Douglas, 615) に就て "Ships not knowing of hostilities come in by mistake, upon the declaration of war, or hostilities, all the ships of the enemy are detained in our ports, to be confiscated as the property of the enemy, if no reciprocal agreement is made." (Scott's Cases, p. 463) と言明したる所は、六十年前も亦今日も、一貫して英國の變ぜざる主義なりと云ふことを得ざるに非ざる可し。

八

開戰の際、交戰國の港灣内に在る敵國商船に、一定の猶豫期間を與へて、無碍に出港せしむるの國際慣例は、元と土耳其より始まれるものなり。即ち一八五三年クリミヤ戰爭の際、同年十月四日附開戰宣言中に「土耳其政府は古來の慣習に従ひ船舶

抑留 (embargo) を露國商船に行ふは、正當のこと、思惟せざるを以て、露國商船は後日指定せらるゝ期間内に、其撰ぶ所に隨ひ、黒海又は地中海に向け出港することを警告せらる可しと明記したるは、近世國際慣例の嚆矢と目せらるゝ所なり。之に對して露國も亦同年十一月二十二日(露曆十日)を期して、自國港内の土國商船に出港の完全なる自由を與へたり。露土の例に倣ひて佛國も亦戦争の必要と商業の利益とを調和するの目的に依り、(一)翌年三月二十七日附の布告に於て、露國商船の佛國港を退去する爲めに、本日より六週間の猶豫を與ふ可し。尤も現に佛國港内に在らず又は宣戰前露國港を出帆したる露國商船は、五月九日までは、佛國港に入り、且つ其貨物の始末の爲めに、佛國港内に留まることを得べしと規定し、英國亦三月二十九日附を以て、同様の布告を發したるのみならず、其後英佛兩國は、五月十五日以前に英佛港に向け出帆したる露國船舶に對し、更に一層寛大なる處置を爲したるに應じて、露國は英佛船舶に許すに、其貨物を搭載し、黒海、アゾフ海、並にバルチック海の露國港を退去するに、四月二十五日以後六週間の猶豫、及び白海にては航海期の開始より六週間の猶豫を以てしたり。

(註 1) "dans le but de concilier les intérêts du commerce avec les nécessités de la guerre"

土耳其に依て一旦この慣例を開かれてより、爾後の戦争に於ては、殆ど之を踏襲せざるものなく、クリミア戦争に次ぐ一八六六年の普墺戦争に於ても、例へば普魯西は同年六月二十一日附布告にて、墺國商船にして現に普國港に在り、又は其船長が戦争の破裂を知らずして普國港に入りたるものは、相互の條件に於て、其入港の日より計へて、六週間に、貨物を積卸し、又は積入れて退去す可し。但し戰時禁制品は此限りに非ず。依て此期間満了と共に、墺國商船は總て出港せざる可からず。又戦争の破裂を知りたる墺國商船は、普國港に入ることを許さずと規定したるが如き又一八七〇年の普佛戦争に於ても、佛國は同年七月二十五日附訓令を以て、普國商船に三十日間の猶豫を與へたり。即ち普國商船にして現に佛國港に在り、又は開戦を知らずして入港したるものは、出港の爲めに三十日の猶豫を與へられ、且つ其出發港もしくは目的港に歸航する爲めに、通航券を交付せられたり。又宣戰前敵國もしくは中立國港にて、佛國の爲めに貨物を積入れたる商船は、拿捕を免がるゝは固より佛國港にて其貨物を陸揚げすることを許され、且つ其出發港に歸航する爲め、

通航券を交付せられたり。之に對し普國は、翌年一月十九日に至り、二月十日を限り佛國商船の普國港を去るの自由を認めたり。一八七七年の露土戰爭に於ても、土國は露國商船に五日間の猶豫を與へて、自國港を去らしめたり。

一八九八年の米西戰爭に於ても、米國は同年四月二十五日附大統領布告を以て「合衆國港内に在る西國商船は、五月二十一日までに、其貨物を積入れたる上、退去することを許さる可し。斯の如き西國商船にして、海上にて合衆國船舶と會したるとき、其船舶書類検査の結果、搭載貨物が前記期間満了前に積込まれたるものなること判明する場合には、航海の繼續を許さる可し。但し此規定は其船中に、敵國陸海軍將校、又は自ら航海に必要な以上の石炭、又は其他の禁制品、又は西國政府發もしくは西國政府宛の通信を搭載する西國船舶に適用するの限りに非ず」と聲明したり。西國の四月二十三日附勅令は、之を米國の大統領布告に比すれば著しく苛酷なれども、尙ほ米國船舶の西國港を退去する爲めに、發布の日より五日間の猶豫を與へたり。西國の勅令は、單に五日間の猶豫期日を規定するに止まり、右米國船舶の西國港退去後に於ける拿捕の禁止を明規せざるのみならず、開戦前西國港に向け出帆

したる米國船舶の出入港に就て、何等言及することなかりしと雖も、實際には米國船舶の西國軍艦に依て拿捕せられたるものなかりしを以て、西國の右の勅令も満足に其所期の目的を達するに支障なかりしものゝ如し。

日清戰爭の際には、此事行はるゝことなかりしも、日露戰爭に於ては、明治三十七年二月九日附勅令(露國船舶拿捕免除勅令)を以て、左の如く布告したり。

第一條 本令施行ノ際帝國港灣内ニ在ル露西亞帝國商船ハ明治三十七年二月十六

日迄ニ該港灣ニ於テ其ノ貨物ヲ陸揚シ又ハ船積シテ帝國ヲ去ルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ帝國ヲ去リタル露西亞帝國商船ハ帝國官廳ノ證明シタ

ル船舶書類ニ依リ前條ノ期間前ニ其ノ貨物ヲ陸揚シ又ハ船積シテ帝國港灣

ヲ發航シ該港灣ヨリ其ノ最近本國港、租借港又ハ到達港ニ到ルノ途中ナルコ

ト明カナルモノニ限り之ヲ拿捕セス、但一旦本國港又ハ租借港ニ立寄りタル

場合ハ此ノ限ニ在ラス

二月十四日附露國勅令の規定に曰く

宣戰の當時露國港灣に在リシ日本商船は禁制品を構成せざる貨物を搭載して出港する爲め其船貨の多寡に應じて必要なる期間該港灣内に留まることを得、但し如何なる場合にも地方官廳により本令發布の時より四十八時を超ゆ可からず

斯の如くクリミヤ戦争後、日露戦争に至る五十年間の大戦争に於ては何れも開戦の際、交戦國の港灣内に在る敵國商船に對し、夫れくの事情に應じ、一定の猶豫期間を與へて、自由に出港せしめ、敢て之を拿捕することなかりしは、文明國間に殆ど確定的國際慣例を設けたるものとして、學者の内には之を以て國際法規の一部と認む可しとの説をさへ爲すものなきに非ず。(一)此猶豫期間を與ふるを、舊時の佛國學者は *indult* の名を以て呼びたりしが、(二)猶豫期間 *délai* を特に恩惠期間 *délai de faveur* と云ふに至りたるは、一九〇七年海牙平和會議に於て決議せられたる所なり。而して平和會議の此決議は、猶豫期間を與ふる五十年間の慣例が未だ以て國際法の一部と認められざるの證據と見做すことを得べし。蓋し平和會議に於ける「開戦の際に於ける敵の商船取扱に關する條約」の審議に際し、露國委員マルテンスは

- 一、開戦の際、交戦國一方の港灣内に在る敵の商船は、之を抑留沒收すること果して交戦法規と認む可きや
- 二、又は右の商船は一定の期間内に貨物を積み、又は積むことなくして自由に右敵國港灣を去るの權利を有するものと認む可きや

との問題を提供し、且つ露國委員は開戦の際敵國港内に在る商船に對し、猶豫期間を與ふるを以て義務的と爲すの四箇條より成る原案を提出したり。之に對し英國委員オトレー大佐は、猶豫期間の許與を以て、單に恩惠の行爲と爲し、權利として認む可からざる旨を主張し、日本委員これを賛したる結果、結局瑞典委員の提案に基き、條約の規定を單に猶豫期間を與ふることの希望に止め、遂に條約第一條に「交戦國の一方に屬する商船が、開戦の際敵港内に在るときは、該船舶に對し、即刻又は相當の恩惠期間の後、自由に出港し、且通航券を付與せられたる後、其の到達港又は指定せられたる他の港に直航するを許されんことを希望す」(*il est désirable*)と規定したるのみならず、原案に猶豫期間とありし文字を特に恩惠期間と改めたりしも、英國委員が猶豫期間の許與を以て、他まで義務的と認めざる趣意を貫徹せんが爲め、*délai* に特更 *de faveur* なる文字を加へんことを提議したるに依るものなり。之を義務的とするの説は、獨、米、奧、白那、蘭、露及び塞爾維の八國に依て維持せられたるも、日、英、佛、及び亞爾然丁四箇國に依て反對せられたる爲め不成立に終りたり。(三)。

(註 1) J. B. Scott, *American Journal of International Law*, Vol. II, p. 266.

(註二) *id est* とは羅馬法王が教會の普通法にては許さざることを、其特權に依り、之を爲すを認許する其認許を云ふものなりしが之を轉用して猶豫期間の許與に附したるものなり。

(註三) A. P. Higgins, *The Hague Peace Conference*, pp. 301-303.

此故に英國は *Lindo v. Rodney* 事件に於て著名なる法官マンズフィールド卿が聲明したる主義を一貫して今日にまで持續するものと云ふ可し。英國委員の海牙會議に於ける態度より察するとき、英國の今日の決定は、何等矛盾あるに非ず。寧ろ今日あるは最初より豫期せられたる所なるやも知る可からずと雖も、斯ては猶豫期間の取扱を規定したる海牙條約第六號の前文に、各國は *désireux de garantir la sécurité du commerce international contre les surprises de la guerre, et voulant, conformément à la pratique moderne, protéger autant que possible, les opérations engagées de bonne foi et en cours d'exécution avant le début des hostilités, ont résolu de conclure une convention à cet effet* 云々と明記したる其前文の精神に反するの甚だしきものあるを如何せん。是れ英國の爲めに返へすべくも惜む所なり。

九

海牙會議に於て、英國委員の強硬熱心なる反對に依り、猶豫期間の取扱を任意的と爲し、其任意的なるの意を明にする爲めに、露國原案の *volonté* なる文字に、特に *de force* を附加し、且つ其規定の拘束力を單に *il est désirable* としたる條約成立の由來に鑑みるときは、英國は開戰の際、自國港内に發見せられたる一切の敵國商船を抑留し沒收することを、今も尙ほ其主義とするものなるが如くなれば、智利號に就ても猶豫期間の取扱を與へざる結果、英國は之を沒收するの意なる可きやと云ふに、之に就て檢事總長サージョン・サイモンの陳述は、條約第二條に基づき之を沒收することなく、單に戰事後賠償なくして之を還付するの義務を負ひて該船舶を抑留せんとするものなり。即ち其陳述の要旨は、捕獲審檢所は條約第二條の文字及び精神を尊重し、智利號の所有權は當分英國に移ることなく、隨て今後戰爭と無關係の事變の爲め、該船が破壊せらるゝことある場合にも、該船の所有權は、依然本來の所有者に在りて、英國に存せざることを檢定を請求すと云ふに在り。更に審檢所長官サー・サミユール・エヴァンスの間に對して檢事總長は條約第二條の意味を解して曰く、條約第二條の條件を具備する商船は戰後賠償なくして還付せらる可し。其

期間、該船の所有權は本來の所有者より英國に移り、更に戦後に至りて本來の所有者に復歸するの意に非ず。故に例へば該船が其抑留中喪失することあるも英國は其喪失に對し責任を負ふことなかる可し。之を智利號に照すに其拿捕の際、該船は敵國に屬するものなりしを以て、其拿捕は合法なり。依て更に何等かの命令あるまで該船を抑留するの檢定を與へられたし。最後にサー・サミユール・エヴァンスは檢事總長の言を悉く納れ、智利號抑留の檢定を與へたること、本篇の最初に記したる所の如し。

○

智利號事件の審檢に關し、次に生じたる問題は、敵國人は英國捕獲審檢所に出廷することを得るや否やに在り。問題は智利號所有者の代理人が、法廷に出頭することを得るや否やに就て生じたり。依て右代理人裁判長サー・サミユール・エヴァンス及び檢事總長サー・ジョン・サイモンの間に交換せられたる問答より記述す可し。

智利號所有者の代理人は曰く「智利號の所有者及び其他同船の利害關係人に對する公告は、所有者及び利害關係人の出廷を命ずるものなるを以て、同船の所有者

は該公告に基き出廷したるものなり。而して同船は英獨の間に宣戰ありし際、カーヂフ港に在りしが、其出港に先ち、捕獲物として拿捕せられたるものなり。依て同船の沒收は平和無障礙の通商に危害を及ぼすものにして、海牙條約第六號の規定に反するものなるが故に、智利號は當然放還せらる可きものなり。然らざれば同様の理由に依り、智利號は交戰の繼續中、抑留せらるゝも、戦後還付せらる可きものなり。」裁判長曰く「智利號所有者にして獨逸帝國臣民なりとせば、其人は當法廷に出頭するの權利なし。」

代理人曰く「一九〇七年第二回海牙平和會議の條約第四號陸戰の法規慣例に關する條約第二十三條チ號は、對手當事國々民の權利及び訴權の消滅停止又は裁判上不受理を宣言することを禁ずるが故に、被害者に出廷を許さる可きものなること一層明白にして、是れ又自然の正理に合するものと云ふ可し。然かのみならず、一九一四年の捕獲審檢令に據るも敵國外人も捕獲審檢所に出廷することを得べく、敵國外人は勅令又は國際法に據り、自己の財産が捕獲を免かる可きものなることを證明する爲め、此法廷に出頭することを得べきものなり。」

裁判長曰く「一七九九年の *Ex parte* 號事件に關する判決例に據れば、殆ど何れの國の法制に徴するも、敵國外人たる性質には訴訟無能力を伴ふものにして、所謂出廷權を中止せらるゝものなり。此原則は英國法廷にも適用せらる可きものにして、苟も敵國臣民たるものは、或特定の事情に依り、敵たる性質を臨時喪失する場合例へば軍使、俘虜交換、通行券携帶等臨時平和關係に在るものゝ場合を除くの外英國法廷に出訴するを得ざるものなるが故に、敵國外人が斯る國際法の問題を論議する爲めに、當法廷に出頭するの權利を有せざるものなること明白なり。」

檢事總長曰く「所有者代理人の出廷請求供述書の記載全く不明瞭なれば、單に此理由に依り智利號所有者は出廷するを得ざるものと決定するに止め、更に敵國外人の出廷權有無に關する一般的問題に就ては他日該問題の正式に法廷に生じたる時機まで、考察を讓ることゝし、今は輕々の論結を避くることを望ましかれ。」

依て最後に裁判長は檢定して曰く「智利號の利害關係人に對する公告は、檢察長官に依りて適法に發布廣告せられたる其廣告に應じ、敵船所有者の代理人なるもの當法廷に出頭したれども、假に出廷の權利ありとするも、事件の審理上右代理人

の意見を徴するの必要を認めず。尤も本官の職責上、該敵船所有者の出廷權有無に關する問題を一旦提起したれども、檢事總長の意見に従ひ、姑く該問題は不解決の儘に存す可し。」

一一

開戦が交戦國相互の人民の權利に及ぼす效果に就て、英米の學說慣例と大陸の學說慣例とは全く相反する原則に據れり。即ち英米の學說慣例は原則として開戦に依り交戦國人民間の商賣取引を中止し、交戦國一方の人民は他方にて訴訟能力を喪失し又は中止するものと爲すに反し、大陸の學說慣例は、原則としては戰爭を以て國家間の非常狀態とし、隨て或特定の場合を除くの外、交戦國人民の權利に何等の效果を及ぼすものに非ずと認むるものなり。智利號の審檢に際し、同船所有者の代理人が出廷の權利を主張せるに對し、審檢所が其出廷の理由を不明なりとして、敵國外人の法廷出頭を拒絶したりしは、全く英米古來の主義を踏襲したるに外ならず。然れども茲に問題たるは前記代理人の援用したる陸戰の法規慣例に關する條約第二十三條チ號の規定是れなり。

同號は明に敵國人の訴權の消滅停止又は裁判上不受理を禁ずるものなり。果して然らば英國も亦この條項に基き、其古來の慣例たる敵國人の訴訟能力喪失又は中止を廢棄し、原告として英國法廷に出頭するの權利を敵國人に認む可き筈なり。然るを現戰爭に於ても、英國法廷が尙ほ之に就て疑を存するは如何。此一點こそ前記チ號の適用範圍に關する英米の解釋と獨佛の解釋との岐るゝ結果に外ならず。即ち獨佛は此規定を以て一般に適用せらるゝものと爲すに反し、英米は單に軍の占領地に於てのみ適用せらるゝものと解せり。ホーランドの如き即ち是れなり。ホーランドの一九〇八年版 *Laws of War on Land* の緒論に曰く

It is inconvenient that rules intended to serve for the guidance of armies in the field should be intermixed, as is the case in most of these Acts, with rules relating to the duties of belligerent Governments at home. As instances of this error take clause (h) of Art. 23 of the Hague Règlement which seems to require the Signatories to legislate for the abolition of an enemy's disability to sustain a *persona standi in judicio*. (P. 5)

故に同號は單に侵入軍の遵奉す可き條規に外ならざるに之を現行條約の如く規定配列したるは Clause (h), as to an enemy's rights of action, if admissible in any case, is

wholly out of place in the article which it occurs. (p. 6) なりとて、海牙條約の編纂法が不論理なるを非難せり。之を以てホーランドは、同書の本文に於てもチ號を批評して未だ「國際法規として取扱ふ可きに非ず」と論斷せり。其文に曰く

This clause, suggested by Germany, if intended only for the guidance of an invading Commander, needs careful redrafting; if, as would rather appear, it is of general application, besides being quite out of place where it stands, it is so revolutionary of the doctrine which denies to an enemy any *persona standi in judicio*, that although it is included in the ratification of the Convention by the United States on March 10, and the signature of the same, on June 29, 1908, by Great Britain it can hardly, till its policy has been seriously discussed, be treated as a rule of International Law. (p. 44)

海牙會議に米國の陸軍委員として出席したる國際法學者ゼーリッヂ、デーヴィスも、歸來米國々際法雜誌一九〇八年一月號に載せたる「陸戰法規の改正」と題する論文中陸戰の法規慣例に關する條約第二十三條を解釋して It was the well-understood purpose of the convention of 1899 to impose certain reasonable and wholesome restrictions upon the authority of commanding generals and their subordinates in the theatre of belligerent activity なるが故に、其一九〇九年の舊條約を改正したる一九〇七年の新條約も亦戰場に於ける

軍司令官及び其下僚の權力に一定の合理適宜なる制限を加ふるの目的に外ならざれば、第二十三條は當然この意味に於て解す可きものなりとの意を述べたり。

スベートの「陸戰法論」にも略ぼ同様の趣意を記したり (PP. 140-142)

尤も英國の學者中、右の解釋に反するの見界を有するものなきに非ず。ロウレンスの如き即ち是れなり。ロウレンスは其名著「國際法原理」第四版に於て、前記ホーランド及びデーヴィスが、第二十三條チ號の適用範圍を、單に侵入軍の占領地にのみ限りたるに反對して、*There can be little doubt, however, that they were intended to have a different and far wider application.* と明言し、且つ此解釋の正しきを證明する爲めに、海牙會議の議事録中の事實を引用したり。即ち一九〇七年七月三日の第二委員會の第一小委員會にて、委員長が、獨逸委員ギョツペルトに、其提案に係るチ號の説明を求めたるに、獨逸委員は、之に依て交戰國の一方が、戰時敵國人民に對し、裁判所に於ける契約義務違反の普通の救済を拒絶するものあるを禁止せんとする目的なる由を答辯したり。即ち之に依て戰時敵國人民に對し、法廷に出頭するの權利を拒絶する古來の規定を廢せんことを期したるに外ならず。但し當時海牙會議は、此變化の

大なるを果して自覺しながら、茲に出でたるものなりや否や疑はしと雖も、英米兩國とも、陸戰の法規慣例に關する條約に署名批准し、其規定を承認したる以上は、其獨逸の提案に同意したる義務を履行する爲めに、國內の法律を新にするの必要ある可しとて、ロウレンスは明白に、第二十三條チ號の適用を廣義に解釋したり。(pp. 358-360)

更に獨逸の白書に徴するも、明に獨逸提案の意思を推測し得べし。即ち白書の緒言に曰く、此規定に依て、司法部に於ける不可侵の原則を認めらるゝに至れり。蓋し或國の立法に従へば、戰爭の結果、敵國人民に對する國家又は人民の請求權が消滅、停止又は裁判上不受理を宣言せらるゝことありしが、斯る立法の規定は、今後第二十三條チ號に依て無効に歸す可きものなりと。(Weissbuch, P. 7)

之を海牙會議の議事に徴するも、又右第二十三條の規定の一般的なるに徴するも、同條チ號を英米普通の解釋の如く、狹義に解するの不當なるは、恐らく公平なる第三者の一樣に認むる所なる可し。果して然らば英國が今尙ほ其古來の主義を固守するは、條約に違反したる行爲なりやと云ふに、之を公平に觀察するに、海牙會議に

て右第二十三條ヲ號提案に際し、英米委員より何等の反對を試みるものなく、全然無討論にて通過成立したるの事實に鑑みるときは、英米兩國の委員は、事の最初より之を狹義に吞込み、獨逸提案の意思を誤解し、輕々に該提案に同意したるものなる可く、英米と獨逸との間に考違ひを爲したる結果、後日に至りて斯る解釋の相違を來たしたるものと推測せらるゝに就ては、今日英國の狹義の解釋に對して、條約曲解の非難を加ふるは、聊か苛酷なるやも知る可からず。蓋し英米委員にして、若し獨逸提案の當時、廣義の適用あるものと了解したりしならんには、必ずや其古來の主義を執りて、他まで論争反對したることゝ察せらるゝに、實際に無反對にて通過したるの事實は、確に英米委員に誤解ありしを證するものと云ふ可し。故に此點は、他日第三回海牙平和會議の開催せらるゝ時機に、適當の改正を加へらるゝまでは、今日の儘に解釋を兩様にして存續するの外なかる可し。

一

最後に、裁判長サー・サミュエル・エヴァンスは、智利號の檢定に於ては、敵國外人の出廷權に就て、其解決を與ふることを後日に留保したりしが、其後海鷗號^{ミヨウ}の檢定に

際し、此點に關する極めて詳密なる研究の結果を陳述し、其論結に於て左の如く宣告したり。

The practice of Court shall be that whenever an alien enemy conceives that he is entitled to any protection, privilege, or relief under any of the Hague Conventions of 1907, he shall be entitled to appear as a claimant and to argue his claim before this court. (1)

此判決たる、有名なる前記フープ事件の判決に於て、敵國外人は所謂 *persona standi in judicio* を有せざるものとせられるに比するときは、非常なる寛容の處置と云はる可からず。而して裁判長が此英斷を敢てしたるは、昨年の捕獲審檢令に依り裁判長の職權を以て、之を試みたるに外ならず。即ちサー・サミュエルの判決文中に曰く

Moreover, by Order XIV of the Prize Court Rules, 1914, it is laid down that "In all cases not provided for by these Rules, the practice of the late High Court of Admiralty in England in prize proceedings shall be followed, or such other practice as the President may direct." The Rules do not provide for the case now arising. I therefore assume that as President of this Court I can give directions as to the practice in such cases as that with which the Court is now dealing. (11)

斯くして此新判決例は、其後埃及アレキサンドリヤなる捕獲審檢所に於ても、

ユテンフェルス號事件(三)に就て踏襲せられたり。即ちサー、サミュール、エヴァンスに依て創始せられたる此新例は夥しく多年來の慣例を動かし、將來に向て新なる出發點を劃するものと云ふ可し。

(註一) E. E. M. Treheru Prize Cases, part 1, p. 73. (the Mörve)

(註二) 同上 p. 72.

(註三) 同上 p. 116. (the Gutenfels)

正誤 前號本編末文「同第二條」は「同第二項」「第一條」は「第一項」「同條」は「同項」の誤

トーマス・マンと其の時代 (三)

高橋 誠 一 郎

六

東印度への航海は著しく國內の食料品を費消し、吾が海員の數を減少せしめ貧困なる幾多寡婦孤兒の類をして無告の狀態に陥らしむるのみならず、數多の船舶は年々東印度に向つて援備するも、然も人は彼等が恙なく歸航し來るを見ると稀に、且つ該貿易は痛く他の方面に於ける吾が貿易及び海運を破壊し、あらゆる凶殃を醸生しつゝあるに拘らず、東印度貿易は彼等冒險商人に取りては毫も有利なる結果を齎すとなく、加ふるに國家は従前に比し香料及び藍の價格下落を生ずるの利益を些かも見ること能はずとは蓋し東印度會社に對する第三の攻撃にして Mun が順次に答へんと試みたる所のものなり(同書三十三頁)。彼は先づ東印度貿易